

廃棄物自己搬入者に対する指導処分要綱

制 定 平成10年 3月26日

最近改正 令和元年10月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号。以下「条例」という。）及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年大阪市規則第49号。以下「規則」という。）の規定に基づき大阪広域環境施設組合の処理施設（以下「処理施設」という。）へ廃棄物を自己搬入する者（以下「自己搬入者」という。）に対する指導及び処分の基準及び手続きを定め、本市の指導及び処分の公平性、透明性を確保することを目的とするものである。

(自己搬入者遵守事項)

第2条 自己搬入者は、市長が指定する処理施設へ搬入する際には、規則第10条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市域外の廃棄物を本市処理施設へ搬入しないこと。
- (2) 本市が実施する搬入物検査に従うこと。
- (3) 他人の委託により、その廃棄物を本市処理施設へ搬入しないこと。
- (4) 申出外の廃棄物を本市処理施設へ搬入しないこと。
- (5) 環境局長が別で定める本市処理施設の受入基準に従い、適正に搬入すること。
- (6) 道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証記載の最大積載量を上回る廃棄物を積載して、本市処理施設へ搬入しないこと。
- (7) 継続搬入者は、本市処理施設へ搬入する場合、ごみ等搬入証を携帯すること。
- (8) 搬入にあたっては、廃棄物が飛散、流出しないようにするとともに、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように、必要な措置を講じること。
- (9) 本市処理施設への搬入経路が指定されているときはその経路を通行するとともに、処理施設内では徐行運転すること。
- (10) 搬入にあたっては本市職員の指示に従うこと。

(処理施設での搬入物の持ち帰り等)

第3条 自己搬入者が前条各号に掲げる遵守事項のいずれかに違反すると認めるときは、当該廃棄物の持ち帰り等を指示することができる。

(処分の内容)

第4条 第2条第1号から第7号に掲げる遵守事項に違反した自己搬入者に対しては、次の各号に掲げる処分を行うことができる。

(1) 自己搬入の停止

自己搬入の停止とは、違反行為者に対して、一定期間、臨時搬入も含めて一切の自己搬入を認めないことをいう。

(2) 違反車両の搬入停止

違反車両の搬入停止とは、当該違反車両について、一定期間、搬入を認めないことをいう。

(3) 賠償金の徴収

賠償金の徴収とは、市域外廃棄物を搬入した自己搬入者に対して、搬入した市域外廃棄物量に対して大阪広域環境施設組合に本市が支払う分担金相当額を徴することとし、処理手数料との差額を賠償金として徴収する。

(4) 搬入票交付枚数の削減

搬入票交付枚数の削減とは、違反車両の搬入停止に伴い、当該車両に交付すべき搬入票を削減することをいう。

(処分の基準)

第5条 前条の処分を行うときの基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 搬入物が継続搬入にあつては別紙処分基準表1を、臨時搬入にあつては同基準表2を適用する。

(2) 第2条第1号から第4号(遵守事項1から4)に係る違反

別紙処分基準表1及び2の第1区分により処分内容を決定する。

(3) 第2条第5号及び第6号(遵守事項5及び6)に係る違反

別紙処分基準表1及び2の第2区分により処分内容を決定する。

2 前項各号のいずれにも該当する場合は、第1号の処分内容を適用する。

(処分の併科)

第6条 別紙処分基準表1及び2中、処分内容が各回数欄で複数項目該当するときは、原則として併科する。

ただし、第4条第1号、第2号の処分の適用期間については、それぞれ重ならないものとする。

(違反回数 of 起算日)

第7条 別紙処分基準表1及び2を適用するに当たり、当該違反行為が行われた日の5年前を回数 of 起算日とする。

なお、違反行為が5回目で該当する処分を受けた者は、処分期間終了後、新たに、継続搬入の申し出を行うことができる。

(審査委員会)

第8条 第4条 of 処分を行うに当たっては、その廃棄物 of 排出源 of 実地調査等を行い、本人に弁明等 of 機会を与えたうえで、廃棄物処理業者等 of 行政処分等に関する審査委員会に諮問を行うものとする。

附 則

この要綱は、第1条から第3条までは平成10年4月1日から、第4条から第11条までは平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日改正)

この改正要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年11月1日改正)

この改正要綱は、平成15年11月1日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

この改正要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

この改正要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年4月1日改正)

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この改正要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（令和元年10月1日改正）

この改正要綱は、令和元年10月1日から実施する。

処分基準表1 (継続搬入)

区分 違反事項	処分内容	自己搬入の停止	違反車両の搬入停止	賠償金の徴収	搬入票交付枚数の削減
	回数				
第1 1 市域外廃棄物搬入 2 搬入物検査の拒否 3 他人の廃棄物の搬入 4 申出外の廃棄物の搬入	1回目	—	30日	市域外搬入相当分	違反車両相当分
	2回目	—	60日		
	3回目	30日	—		—
	4回目	90日	—		
	5回目	1年	—		
第2 5 搬入禁止物搬入 (受入基準違反) 6 著しい過積載搬入	1回目	—	10日	—	違反車両相当分
	2回目	—	15日		
	3回目	15日	—		—
	4回目	30日	—		
	5回目	60日	—		

※違反回数6回目以降については、5回目の処分内容を適用する

処分基準表2 (臨時搬入)

区分 違反事項	処分内容	自己搬入の停止	賠償金の徴収
	回数		
第1 1 市域外廃棄物搬入 2 搬入物検査の拒否 3 他人の廃棄物の搬入 4 申出外の廃棄物の搬入	1回目	30日	市域外搬入相当分
	2回目	60日	
	3回目	180日	
第2 5 搬入禁止物搬入 6 著しい過積載搬入	1回目	30日	—
	2回目	60日	
	3回目	180日	
	4回目	1年	

※違反事項第1は違反回数4回目以降については、3回目の処分内容を適用する

違反事項第2は違反回数5回目以降については、4回目の処分内容を適用する。